

児童虐待死亡事例等検証部会 開催状況

1 令和 6 年度開催回数

1 回（令和 6 年 1 1 月 2 6 日：オンライン開催）

2 主な議事

- 令和 5 年度の事例収集結果及び事例検証について
「児童虐待死亡事例等検証部会 検証実施基準」（別添）に基づく、年度初回に検証対象を選定する事例について、令和 5 年度中は該当事例なしと確認した。
- 令和 6 年度に発生した事例について
事務局より、令和 6 年 5 月に発生した事例について報告を受けた。当時時点では検証実施基準に基づき、3 B（可能性高）に該当と判断し、即時検証にはあたらないものの、同事例を令和 7 年度の年度初回調査時の選定対象事例とすることを確認した。

児童虐待死亡事例等検証部会 検証実施基準

○児童相談所及び子ども家庭支援センターは、以下の基準に基づき、児童相談支援課に事例を報告する。

虐待可能性 (※1) 虐待の重症度	4 (確実)	3B (可能性高)	3A (可能性中)	2 (可能性低)
死亡事例	即時検証	即時検証	年度初回に選定 (※3、※4)	年度初回に選定 (※3、※4)
生命の危機あり (※2)	年度初回に選定 (※3)	年度初回に選定 (※3)	年度初回に選定 (※3、※4)	年度初回に選定 (※3、※4)

※1 虐待可能性は（別紙）「虐待可能性カテゴリーの指標一覧」による。

※2 「身体的虐待」等による、生命の危険に関わる受傷、「養育の放棄・怠慢」等のために衰弱死の危険性があるもの。

※3 事例を振り返ることによって、今後の区における再発防止策等を講じる余地がある事例について、検証を実施する。

※4 捜査や公判状況、事例の内容、子どもの状況等を総合的に考慮し、検証実施の要否・検証時期を判断する。

検証実施基準（指標）

カテゴリー	カテゴリー名と詳細
4 可能性確実	虐待により死亡、重篤状況に陥ったと判断される事例 ・加害行為の第三者目撃がある事例 ・虐待行為の自白を認めた事例 ・養育者が意図的に生命にかかわる養育上のケアを怠った事例 ・虐待以外では医学的に説明し得ない状態である事例 など
3 B 可能性高	死亡、重篤状況に陥った要因が、事故、内因の可能性も否定できないが、虐待の可能性が臨床的に高い事例 ・医学的に事故、内因では説明しがたい病態・状況を呈し、虐待を強く疑うが断定には至らない事例 ・事故や内因でも、継続的に監護を怠るネグレクトや医療ネグレクトなどで社会的介入が開始されていた事例 など ※子どもの健康・安全への配慮を怠ることによる事故や受診の遅れによるものでも過失度合いが極めて高い事例はここに含む。複数の同胞が不詳死や原因不明の事故くりかえしていたり、親子分離（短期の一時保護は除く）があるなど、極めて社会的リスクを有する要因が不明確な事例はここに含める。
3 A 可能性中	死亡、重篤状況に陥った要因が、事故、内因の可能性もあるが、虐待の可能性も臨床的に疑われる事例 ・臨床的に虐待を疑うが、事故、内因に比し明らかに可能性が高いとは判断しがたい事例 など ※監護不十分な状況で死亡した事故死や、管理不良であった内因死等はここに含む。同胞に不詳死を認めていたり、高い社会的リスクを有するが要因が不明確な事例はここに含める。
2 可能性低	死亡、重篤状況に陥った要因が、事故や内因の可能性が高いが、虐待の可能性も否定できない群 ・呈する医学的状态は養育者の語る受傷機転とおおむね合致するが、目撃者がいない事例 ・医学的に内因死の病態で説明できるが、社会的に何らかのリスクを有する事例 など
1 可能性なし	虐待により死亡、重篤状況に陥った可能性は否定される群 ・第三者目撃があり確実に事故と判断される事例 ・医学的に完全に内因性の病態に合致し、社会的リスクもない事例 など

（参考）「都道府県・指定都市・特別区・児童相談所設置自治体子ども虐待重大事例検証の手引き」より一部内容修正